

茨城県人事委員会障害者活躍推進プラン(第2期)

機関名	茨城県人事委員会事務局
任命権者	茨城県人事委員会委員長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
事務局における課題	事務局の職員については、職員総数が17人の小規模な機関であり、法定雇用義務のない機関である。また、事務局職員は、会計年度任用職員1人を除き、基本的に他任命権者からの出向者となっており、近年は障害を持った職員は在籍していなかった。 しかしながら、今後、出向者が障害者である場合や在籍中に疾病、事故等により障害者になる場合も想定されることから、障害を持った職員の活躍を推進するための体制の整備や取組の検討が必要である。
目標	
①採用関係	現在、事務局職員は他任命権者からの出向者で占めているが、今後、事務局へ障害者の配置がある場合や採用の必要性が生じた場合は、適切に対応していく。
②定着関係	障害者である職員が配置された場合は、障害の程度に応じた業務の提供、テレワークや時差出勤制度など、働きやすい環境を提供していく。
取組内容	
①障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として、次長兼総務課長を選任する。 ○障害者である職員の相談業務を行う相談員を指定し、事務局職員に周知する。 ○同僚職員が定期的に声かけ等を行い、障害に対する必要な配慮がなされているか確認するとともに、仕事や体調等の状況を見守る。
②障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者である職員から相談員へ相談があった場合は、その職員の状況を踏まえ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
③障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談員への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価面談の際に、障害者である職員への必要な配慮等の有無を聴取把握した上で、必要な対策を検討し措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者である職員からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行う。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定しないこと。 ・自力で通勤できることといった条件を設定しないこと。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定しないこと。
④その他	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を検討する。